

## 委託研究契約書 対照表【研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）産学共同（育成型／本格型）大学等機関用】

(新) 令和7年度「戦略的創造研究推進事業」	(新) 令和7年度「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）産学共同（育成型／本格型／ステージI）大学等機関用」	(旧) 令和6年度「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）産学共同（育成型）／産学共同（本格型）大学等機関用／大学発新産業創出基金事業 可能性検証」	備考
<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「《契約ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」 (2)研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和7年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進める</p>	<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「《契約ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」 (2)研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和7年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進める</p>	<p>《文書番号種別》第《文書番号》号 委託研究契約書</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と《契約先機関名》(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「《契約ID》」 事業「《事業名》」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「《研究タイプ名》」 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」 (2)研究担当者:《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:《当年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:《翌年度(計)》円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和6年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進める</p>	<p>赤字: (R7.3.10) 改定箇所 青字: (R7.7.1) 組織変更に伴い、署名者欄を追加改定 水色マーカー: 左列と中列との相違箇所</p> <p>財源に基金を用いる事業は、「事業名」末尾に財源を付記('…事業(基金)').</p>

<p>ものとする。</p> <p>(6)別記の取扱い：別記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《締結日》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(甲) 東京都千代田区<u>五番町7番地</u> 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 <u>事業支援部長</u> ○○ ○○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(乙)</td> </tr> </table> <p><b>別記1 委託研究費内訳等</b></p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="6" style="text-align: center; width: 10%;">直接経費</th> <th style="text-align: center;">費目</th> <th style="text-align: center;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>物品費</td><td></td></tr> <tr><td>旅費</td><td></td></tr> <tr><td>人件費・謝金</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>直接経費計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">間接経費 [間接経費率×<u>間接経費率</u>%]</td> <td style="text-align: center;">合計(直接経費計+間接経費)</td> </tr> </table> <p>(※1) 消費税額及び地方消費税額を含む。      (※2) 契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。      (※3) 間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p> <p>2 本契約における費目間流用の取扱い</p> <p>本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">研究タイプ</th> <th style="text-align: center;">最低基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>戦略的創造研究推進事業</td><td>全ての研究タイプ</td><td>500万円</td></tr> <tr><td>社会技術研究開発事業</td><td>社会技術研究開発</td><td>500万円</td></tr> <tr><td>低炭素社会実現のための社</td><td>社会シナリオ研究</td><td>500万円</td></tr> </tbody> </table>	(甲) 東京都千代田区 <u>五番町7番地</u> 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 <u>事業支援部長</u> ○○ ○○	(乙)	直接経費	費目	金額(円)	物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経費率× <u>間接経費率</u> %]	合計(直接経費計+間接経費)	事業	研究タイプ	最低基準額	戦略的創造研究推進事業	全ての研究タイプ	500万円	社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	500万円	低炭素社会実現のための社	社会シナリオ研究	500万円	<p>(R7.7.1)組織変更に伴い、署名者欄を追加改定</p>
(甲) 東京都千代田区 <u>五番町7番地</u> 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 <u>事業支援部長</u> ○○ ○○	(乙)																													
直接経費	費目	金額(円)																												
	物品費																													
	旅費																													
	人件費・謝金																													
	その他																													
	直接経費計																													
間接経費 [間接経費率× <u>間接経費率</u> %]	合計(直接経費計+間接経費)																													
事業	研究タイプ	最低基準額																												
戦略的創造研究推進事業	全ての研究タイプ	500万円																												
社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	500万円																												
低炭素社会実現のための社	社会シナリオ研究	500万円																												

会シナリオ研究事業							
研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)</li> <li>産学共同(育成型、本格型 <u>ステージI(育成フェーズ)、ステージII(本格フェーズ)</u>)</li> <li>・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援/SBIR フェーズ1支援</li> <li>大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	500万円	研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)</li> <li>産学共同(育成型、本格型)</li> </ul>	500万円		追加となる研究タイプを追記、終了となった研究タイプを削除
大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト推進型 起業実証支援/事業プロモーター支援</li> <li>・ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</li> <li>・スタートアップ・エコシステム共創プログラム</li> </ul>	500万円	大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能性検証</li> </ul>	100万円		

3 当事業年度における研究目的及び内容  
《当年度目的》

**別記2 読替規定**

契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。

事業	研究タイプ	読替内容
戦略的創造研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に
	ALCA-Next	「研究領域」を「技術領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に
	CRONOS	「研究領域」を「領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に
社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	「研究」を「研究開発及び研究開発成果の展開」に

3 当事業年度における研究目的及び内容

《当年度目的》

「この頁、以下余白」

**別記2 読替規定**

契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。

事業	研究タイプ	読替内容
研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援</li> </ul>	・「研究」を「研究開発」に
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(育成型、<u>ステージI(育成フェーズ)、ステージII(本格フェーズ)</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究」を「研究開発」に</li> <li>・「研究代表者」を「研究責任者」に</li> </ul>

3 当事業年度における研究目的及び内容

《当年度目的》

「この頁、以下余白」

**別記2 読替規定**

契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。

事業	研究タイプ	読替内容
研究成果展開事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援</li> </ul>	・「研究」を「研究開発」に
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(育成型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究」を「研究開発」に</li> <li>・「研究代表者」を「研究責任者」に</li> </ul>

追加となる研究タイプを追記、終了となった研究タイプを削除

「この頁、以下余白」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「プロジェクトリーダー(企業責任者)」に</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「プロジェクトリーダー(企業責任者)」に</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業プロモーター支援型」を「プロジェクト推進型事業プロモーター支援」に ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業プロモーター支援型」を「プロジェクト推進型事業プロモーター支援」に ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に</li> </ul>
	大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト推進型 起業実証支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究」を「研究開発」に</li> </ul>		大学発新産業創出基金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「プロジェクトリーダー(企業責任者)」に</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会還元加速プログラム(SCORE) 大学推進型」を「大学・エコシステム推進型 大学推進型」に ・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</li> </ul>

<p>・プロジェクト推進型 事業プロモーター支援</p> <p>・ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</p> <p>・スタートアップ・エコシステム共創プログラム</p>	<p>・「研究課題」、「研究項目」を「事業プロモーター活動」に      ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に      ・「研究担当者」を「事業責任者」に      ・「研究者」を「事業プロモーター」に      ・「研究機関」を「実施機関」に</p> <p>・「研究」を「研究開発」に      ※事業化推進機関について      は、以下も追加する。      ・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者(複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者」)」に      ・「研究者」を「事業化推進者」に      ・「研究機関」を「事業化推進機関」に</p> <p>・「研究」を「研究開発」に      ・「研究代表者」を「総括責任者」に      ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</p>	<p>・「研究課題」、「研究項目」を「事業プロモーター活動」に      ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に      ・「研究担当者」を「事業責任者」に      ・「研究者」を「事業プロモーター」に      ・「研究機関」を「実施機関」に</p> <p>・「研究」を「研究開発」に      ※事業化推進機関について      は、以下も追加する。      ・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者(複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者」)」に      ・「研究者」を「事業化推進者」に      ・「研究機関」を「事業化推進機関」に</p> <p>・「研究」を「研究開発」に      ・「研究代表者」を「総括責任者」に      ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</p>
<p><b>別記3 一般条項</b> (定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。</p> <p>(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結する全ての研究契約(本契約を含む。)を総称している。</p> <p>(3)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費により構成される経費をいう。</p> <p>(4)「直接経費」とは、本研究の実施に直接的に必要な経費をいう。</p> <p>(5)「間接経費」とは、本研究の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が使用する経費をいう。</p> <p>(6)「研究担当者」とは、本研究を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。</p> <p>(7)「研究者等」とは、研究担当者及び本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等を個別に又は総称している。</p> <p>(8)「契約期間」とは、本契約に基づき本研究を行う契約項目(3)に記</p>	<p>「この頁、以下余白」</p> <p><b>別記3 一般条項</b> (定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。</p> <p>(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結する全ての研究契約(本契約を含む。)を総称している。</p> <p>(3)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費により構成される経費をいう。</p> <p>(4)「直接経費」とは、本研究の実施に直接的に必要な経費をいう。</p> <p>(5)「間接経費」とは、本研究の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が使用する経費をいう。</p> <p>(6)「研究担当者」とは、本研究を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。</p> <p>(7)「研究者等」とは、研究担当者及び本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等を個別に又は総称している。</p> <p>(8)「契約期間」とは、本契約に基づき本研究を行う契約項目(3)に記</p>	<p>「この頁、以下余白」</p> <p><b>別記3 一般条項</b> (定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。</p> <p>(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結する全ての研究契約(本契約を含む。)を総称している。</p> <p>(3)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費により構成される経費をいう。</p> <p>(4)「直接経費」とは、本研究の実施に直接的に必要な経費をいう。</p> <p>(5)「間接経費」とは、本研究の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が使用する経費をいう。</p> <p>(6)「研究担当者」とは、本研究を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。</p> <p>(7)「研究者等」とは、研究担当者及び本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等を個別に又は総称している。</p> <p>(8)「契約期間」とは、本契約に基づき本研究を行う契約項目(3)に記</p>



<p>あることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>
<p>(調査)</p> <p>第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(調査)</p> <p>第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(調査)</p> <p>第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>
<p>(委託研究費の支払い)</p> <p>第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経费率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い)</p> <p>第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経费率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い)</p> <p>第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経费率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>
<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>	<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>	<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>
<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p>	<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p>	<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p>







<p>第12条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。</p> <p>(1)乙が本契約等の締結又は本研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2)乙が本契約等に違反したとき</p> <p>(3)研究者等が不正行為等を行った事実を甲又は乙が認定したとき</p> <p>(4)乙に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき</p> <p>(5)乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6)乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7)乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(8)乙について、その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じた場合</p> <p>2 乙は、前項により甲が損害(弁護士費用その他の実費を含むがこれらに限られない。)を被った場合は賠償の責を負うものとする。</p>	<p>を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。</p> <p>(1)乙が本契約等の締結又は本研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2)乙が本契約等に違反したとき</p> <p>(3)研究者等が不正行為等を行った事実を甲又は乙が認定したとき</p> <p>(4)乙に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき</p> <p>(5)乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6)乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7)乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(8)乙について、その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じた場合</p> <p>2 乙は、前項により甲が損害(弁護士費用その他の実費を含むがこれらに限られない。)を被った場合は賠償の責を負うものとする。</p>	<p>を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。</p> <p>(1)乙が本契約等の締結又は本研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2)乙が本契約等に違反したとき</p> <p>(3)研究者等が不正行為等を行った事実を甲又は乙が認定したとき</p> <p>(4)乙に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき</p> <p>(5)乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6)乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7)乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(8)乙について、その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じた場合</p> <p>2 乙は、前項により甲が損害(弁護士費用その他の実費を含むがこれらに限られない。)を被った場合は賠償の責を負うものとする。</p>
<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第13条 甲は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む甲の全ての事業について、甲が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく措置を行うことができるものとする。</p> <p>2 甲は、競争的研究費(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として措置を受けた研究者等について、当該措置の決定日に遡って、前項の措置を行うことができるものとする。</p> <p>3 甲は、競争的研究費等(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として措置を受けた研究者等について、当該措置の決定日以降の措置日を定め、本条第1項の措置を行うことができるものとする。</p>	<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第13条 甲は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む甲の全ての事業について、甲が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく措置を行うことができるものとする。</p> <p>2 甲は、競争的研究費(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として措置を受けた研究者等について、当該措置の決定日に遡って、前項の措置を行うことができるものとする。</p> <p>3 甲は、競争的研究費等(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として措置を受けた研究者等について、当該措置の決定日以降の措置日を定め、本条第1項の措置を行うことができるものとする。</p>	<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第13条 甲は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む甲の全ての事業について、甲が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく処分を行うことができるものとする。</p> <p>2 甲は、競争的研究費(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。</p> <p>3 甲は、競争的研究費等(甲が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日以降の処分日を定め、本条第1項の処分を行うことができるものとする。</p>
<p>(不正行為等の調査)</p> <p>第14条 乙は、本研究に関して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、甲に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>2 乙は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について甲に書面をもって報告し、協議しなければならない。</p> <p>3 本調査が行われる場合、乙は、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から210日以内に、調査結果(不正行為等に関与した者がかかわ</p>	<p>(不正行為等の調査)</p> <p>第14条 乙は、本研究に関して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、甲に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>2 乙は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について甲に書面をもって報告し、協議しなければならない。</p> <p>3 本調査が行われる場合、乙は、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から210日以内に、調査結果(不正行為等に関与した者がかかわ</p>	<p>(不正行為等の調査)</p> <p>第14条 乙は、本研究に関して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、甲に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>2 乙は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について甲に書面をもって報告し、協議しなければならない。</p> <p>3 本調査が行われる場合、乙は、不正行為にあっては、あらかじめ乙が定めた期限までに、不正使用又は不正受給にあっては、告発等の受付から210日以内に、調査結果(不正行為等に関与した者がかかわ</p>

当該規則の改定（予定）に伴う表現修正

<p>付から210日以内に、調査結果(不正行為等に関与した者がかかる競争的研究費等に係る不正行為等を含む。)、不正発生要因、監査・監督の状況、乙が行った決定及び再発防止計画等を含む最終の調査結果について、甲に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>4 乙は、最終の調査報告書を前項の提出期限までに提出することができないと見込まれるときは、本調査の進捗状況を含む調査報告書、並びに報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の提出期限等に係る書面を前項に定める提出期限までに甲に提出し、報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の新たな提出期限について報告しなければならない。なお、この場合において、乙は、不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査に関しては、本調査の進捗状況及び甲が求める事項を踏まえた中間の調査報告書を併せて甲に提出するものとする。</p> <p>5 乙は、調査に特段の支障がある等正当な事由がある場合を除き、甲の求めに応じて、当該事案に関する資料の提出又は甲による閲覧及び甲の指定する職員等による現地調査に応じなければならない。</p> <p>6 甲は、本条第1項から第4項に定める報告の内容等が十分ではないと認めるとき、乙において不正行為等の事実を確認したとき又は国の行政機関からの要請等に基づき甲が特に必要と認めるとき、乙に対し、再調査その他必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならぬ。</p> <p>7 本条第3項において、乙が甲の認める正当な事由なく最終報告書を提出しない場合又は第4項において、甲が報告遅延の合理的な事由を認めない場合、甲は、ガイドライン等に基づき、乙に対し配分する本事業に係る翌事業年度以降の1か年度の間接経費措置額のうち甲の指定する割合で一部削減する等、必要な措置等を指示できるものとし、乙はこれに従う。</p> <p>8 乙は調査により、競争的研究費等(研究終了分を含む。)において研究者等による不正行為等の関与を認定した場合(不正行為等の事実を確認した場合も含む。)は、調査過程であっても、速やかに甲に報告しなければならない。</p> <p>9 甲は、本契約等に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、又は、乙から本研究以外の競争的研究費等における研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究費の使用停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託研究費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p>	<p>(乙の責任及び事故報告等)</p> <p>第15条 本研究の過程で乙、研究者等、その他本研究に関与する者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、乙はその費用と責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。ただし、明らかに甲の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、この限りではない。</p> <p>2 乙は、前項の損害が生じた場合、甲に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。</p> <p>(特約)</p> <p>第16条 契約期間が複数の事業年度にわたる場合であって、研究期間開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号</p>	<p>(乙の責任及び事故報告等)</p> <p>第15条 本研究の過程で乙、研究者等、その他本研究に関与する者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、乙はその費用と責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。ただし、明らかに甲の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、この限りではない。</p> <p>2 乙は、前項の損害が生じた場合、甲に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。</p> <p>(特約)</p> <p>第16条 契約期間が複数の事業年度にわたる場合であって、研究期間開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号</p>
--	--	--



(不当介入に関する通報・報告)	第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。	第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。
(債権債務の譲渡等)		
第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。	第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。	第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。
(存続条項)		
第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。
(管轄及び準拠法)		
第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。	第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。	第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。
(協議)		
第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。	第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。	第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。
(発効日)		
第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。	第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。 「この頁、以下余白」	第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。 「この頁、以下余白」
別記4 知財条項	別記4 知財条項	別記4 知財条項
(定義)	(定義)	(定義)
第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。	(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。	(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利	ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利	ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利
イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利	イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利	イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利
ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利	ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利	ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利
エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利	エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利	エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び品種登録を受ける地位	オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び品種登録を受ける地位	オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び品種登録を受ける地位
カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利	カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利	カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利
キ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21		キ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21





<p><b>(特許出願の非公開制度)</b></p> <p><b>第3条の2</b> 乙は、研究成果に係る特許出願(以下、「本特許出願」という。)につき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)に基づく「特許出願の非公開に関する制度」により外国出願の禁止その他の制限が課される場合のあることを認識のうえ、同法に定める諸規定を遵守し、かつ、本特許出願の発明者や共同出願人を含む本特許出願に係する第三者に対して遵守させるものとする。また、本特許出願にかかる保全審査に付する旨の通知や保全指定の通知を乙が受けたとき、その他事務処理説明書等により甲が指示する事項に該当したときも、甲に対してすみやかに報告するものとする。</p>	<p><b>第3条の2</b> 乙は、研究成果に係る特許出願(以下、「本特許出願」という。)につき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)に基づく「特許出願の非公開に関する制度」により外国出願の禁止その他の制限が課される場合のあることを認識のうえ、同法に定める諸規定を遵守し、かつ、本特許出願の発明者や共同出願人を含む本特許出願に係する第三者に対して遵守させるものとする。また、本特許出願にかかる保全審査に付する旨の通知や保全指定の通知を乙が受けたとき、その他事務処理説明書等により甲が指示する事項に該当したときも、甲に対してすみやかに報告するものとする。</p>		<p>令和6年5月1日開始された特許出願の非公開に関する制度について、事務処理説明書等における甲の指示に従い、甲に報告する義務について新設。</p>
<p><b>(知的財産権に係る発明等の実施等)</b></p> <p><b>第4条</b> 乙は、本知的財産権に係る発明等の実施及び本知的財産権についての専用実施権等の設定等に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)国内における本知的財産権に係る発明等を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的財産権に係る発明等について自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(2)第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行うときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。</p> <p>(3)第三者に対し、国内における本知的財産権について専用実施権等の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的財産権について専用実施権等に相当する権利の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(4)第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行う場合、知財条項第2条、第6条及び第7条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させること。</p>	<p><b>(知的財産権に係る発明等の実施等)</b></p> <p><b>第4条</b> 乙は、本知的財産権に係る発明等の実施及び本知的財産権についての専用実施権等の設定等に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)国内における本知的財産権に係る発明等を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的財産権に係る発明等について自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(2)第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行うときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。</p> <p>(3)第三者に対し、国内における本知的財産権について専用実施権等の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的財産権について専用実施権等に相当する権利の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(4)第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行う場合、知財条項第2条、第6条及び第7条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させること。</p>	<p><b>(知的財産権に係る発明等の実施等)</b></p> <p><b>第4条</b> 乙は、本知的財産権に係る発明等の実施及び本知的財産権についての専用実施権等の設定等に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)国内における本知的財産権に係る発明等を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的財産権に係る発明等について自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(専用実施権等の設定等を除く。)をしたときは、その日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(2)第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行うときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。</p> <p>(3)第三者に対し、国内における本知的財産権について専用実施権等の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的財産権について専用実施権等に相当する権利の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(4)第三者に対し、本知的財産権について専用実施権等の設定等を行う場合、知財条項第2条、第6条及び第7条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させること。</p>	
<p><b>(知的財産権の移転)</b></p> <p><b>第5条</b> 乙は、本知的財産権の移転に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)第三者に対し、本知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。</p> <p>(2)第三者に対し、国内における本知的財産権の移転を行った場合は、本知的財産権の移転を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的</p>	<p><b>(知的財産権の移転)</b></p> <p><b>第5条</b> 乙は、本知的財産権の移転に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)第三者に対し、本知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。</p> <p>(2)第三者に対し、国内における本知的財産権の移転を行った場合は、本知的財産権の移転を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的</p>	<p><b>(知的財産権の移転)</b></p> <p><b>第5条</b> 乙は、本知的財産権の移転に関して、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1)第三者に対し、本知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承認を得ること。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。</p> <p>(2)第三者に対し、国内における本知的財産権の移転を行った場合は、本知的財産権の移転を行った日から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的</p>	

<p>定める様式により、甲に通知すること。また、外国における本知的財産権の移転を行った場合は、本知的財産権の移転を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(3) 第三者に対し、本知的財産権の移転を行う場合、知財条項第2条から第7条の規定を遵守することを当該第三者に約させること。また、当該第三者が移転を受けた本知的財産権をさらに別の第三者に移転するときも同様とする。</p>	<p>財産権の移転を行った場合は、本知的財産権の移転を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(3) 第三者に対し、本知的財産権の移転を行う場合、知財条項第2条から第7条の規定を遵守することを当該第三者に約させること。また、当該第三者が移転を受けた本知的財産権をさらに別の第三者に移転するときも同様とする。</p>	<p>財産権の移転を行った場合は、本知的財産権の移転を行った日から90日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知すること。</p> <p>(3) 第三者に対し、本知的財産権の移転を行う場合、知財条項第2条から第7条の規定を遵守することを当該第三者に約させること。また、当該第三者が移転を受けた本知的財産権をさらに別の第三者に移転するときも同様とする。</p>
<p>(研究成果に係る著作物の取扱い)</p> <p>第6条 乙は、知財条項第2条第1項の規定にかかわらず、研究成果に關し、甲に提供された著作物(以下「提供著作物」という。)に係る著作権について、甲による提供著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、提供著作物に秘密情報が含まれる場合は、一般条項第9条に従って、その取扱いを決定するものとする。</p>	<p>第6条 乙は、知財条項第2条第1項の規定にかかわらず、研究成果に關し、甲に提供された著作物(以下「提供著作物」という。)に係る著作権について、甲による提供著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、提供著作物に秘密情報が含まれる場合は、一般条項第9条に従って、その取扱いを決定するものとする。</p>	<p>第6条 乙は、知財条項第2条第1項の規定にかかわらず、研究成果に關し、甲に提供された著作物(以下「提供著作物」という。)に係る著作権について、甲による提供著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、提供著作物に秘密情報が含まれる場合は、一般条項第9条に従って、その取扱いを決定するものとする。</p>
<p>2 乙は、提供著作物に係る著作権について、甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権行使しないものとする。また、乙は、提供著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権行使しないように必要な措置をとるものとする。</p>	<p>2 乙は、提供著作物に係る著作権について、甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権行使しないものとする。また、乙は、提供著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権行使しないように必要な措置をとるものとする。</p>	<p>2 乙は、提供著作物に係る著作権について、甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権行使しないものとする。また、乙は、提供著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権行使しないように必要な措置をとるものとする。</p>
<p>3 乙は、提供著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明するものとし、提供著作物に係る一切の紛争については、乙が自己の責任及び費用において対応を行うものとする。</p>	<p>3 乙は、提供著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明するものとし、提供著作物に係る一切の紛争については、乙が自己の責任及び費用において対応を行うものとする。</p>	<p>3 乙は、提供著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明するものとし、提供著作物に係る一切の紛争については、乙が自己の責任及び費用において対応を行うものとする。</p>
<p>4 乙は、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本研究による成果である旨を標記するものとする。</p>	<p>4 乙は、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本研究による成果である旨を標記するものとする。</p>	<p>4 乙は、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本研究による成果である旨を標記するものとする。</p>
<p>(ノウハウの期間の指定)</p>	<p>第7条 甲及び乙は、知財条項第1条第1号クに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p>	<p>(ノウハウの期間の指定)</p>
<p>2 前項の秘匿すべき期間の指定の方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、前項の指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>	<p>2 前項の秘匿すべき期間の指定の方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、前項の指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>	<p>2 前項の秘匿すべき期間の指定の方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、前項の指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>
<p>(職務規程等の整備)</p>	<p>第8条 乙は、乙に所属する研究者等が行った発明等が本知的財産権に該当し、かつ、その発明等をするに至った行為がその当該研究者等の職務に属するときは、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該研究者等と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならぬ。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。</p>	<p>(職務規程等の整備)</p>
<p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>	<p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>	<p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>
<p>(知的財産権に係るその他事項)</p>	<p>第9条 甲及び乙が本知的財産権の共有持分権者となる場合、本知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に甲乙協議の上、これを締結しなければならない。</p>	<p>(知的財産権に係るその他事項)</p>
<p>2 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施</p>	<p>2 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施</p>	<p>2 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施</p>





<p>する研究者等に不利益が生じないよう、当該同意における承継の対価等に関する条件については、乙に所属する研究者等と同等の扱いをするものとする。</p> <p>8 甲と乙の間で、甲に所属する研究者等を乙に出向させる取扱いを別途定める場合において、本契約と出向に係る取扱いとの間に矛盾が生じる場合には、出向に係る取扱いの定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第6条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p> <p>(存続条項)</p> <p>第7条 特別条項第3条<u>第1項第1号及び第2項</u>、第4条、第5条第7項及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p> <p>「以下、余白」</p>	<p>価等に関する条件については、乙に所属する研究者等と同等の扱いをするものとする。</p> <p>8 甲と乙の間で、甲に所属する研究者等を乙に出向させる取扱いを別途定める場合において、本契約と出向に係る取扱いとの間に矛盾が生じる場合には、出向に係る取扱いの定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第6条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p> <p>(存続条項)</p> <p>第7条 特別条項第3条、第4条、第5条第7項及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p> <p>「以下、余白」</p>	<p>価等に関する条件については、乙に所属する研究者等と同等の扱いをするものとする。</p> <p>8 甲と乙の間で、甲に所属する研究者等を乙に出向させる取扱いを別途定める場合において、本契約と出向に係る取扱いとの間に矛盾が生じる場合には、出向に係る取扱いの定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第6条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p> <p>(存続条項)</p> <p>第7条 特別条項第3条、第4条、第5条第7項及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p> <p>「以下、余白」</p>	<p><b>取扱い状況を踏まえた見直し。</b></p>
--	--	--	------------------------------